



流山市監査委員告示第15号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市議会議長及び流山市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年11月29日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流水経第132号

平成30年10月4日

(宛先) 流山市監査委員

流山市上下水道事業管理者 志村 誠彦



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日 ・ 流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
上下水道局 経營業務課	意見	<p>契約保証金については、規則第146条第1項により、「契約を締結しようとするときは、直ちに契約者をして契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付させなければならない」と規定されている。ただし、同条第4項各号に該当するときは、「契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる」と規定されており、同条第5項で、「予算執行者は、前項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠法令の条項を記載しなければならない」としている。</p> <p>今回の監査では、対象となった随意契約全件で契約保証金を免除しているものの、根拠法令の条項を関係書類に記載していない事例が多く見受けられた。その</p>	<p>契約保証金の各号の規定については、流山市水道事業及び下水道事業会計規程（以下、「会計規程」という。）において規定されていないため、会計規程第98条に則り、財務規則を準用し対応しているが、財務規則第146条第4項で規定している事例以外での該当事項もあり、事例に柔軟に対応するため、手書きで根拠法令の条項を記載しており、様式の修正等は行っておりません。</p> <p>なお、財務規則第146条第4項に該当する事例の場合には、財務規則第5項に則り、事業担当課及び契約担当課において条文の齟齬が無いか二重での確認を行っております。</p>

	<p>要因として、これまで法令との齟齬に気が付かないまま事務処理を行っていたことや現行の関係書類の様式に記載する項目がないことなどが考えられる。</p> <p>このことから、各部局においては法令に基づき適正な契約事務を行うことはもとより、契約事務の指導を所掌する部局においては、予算執行伺書や契約締結等記録表などの関係書類の様式を見直すとともに、随意契約を含む契約事務全般の手続について職員への周知徹底を図りたい。</p>	
--	---	--

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日 ・ 流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
上下水道局 水道工務課	意見	公営企業である上下水道事業の随意契約は、公企法施行令第21条の14第1項各号を根拠法令とするところ、施行令第167条の2第1項各号を適用していた。適正な根拠法令の適用を求める。	契約担当課において、流山市上下水道局契約事務取扱要領の電子書庫内の様式が平成29年12月13日に修正されたことから、それ以降の随意契約については修正後の様式を準用し、適正な根拠法令の適用を行っております。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日 ・ 流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
上下水道局 下水道建設課	意見	公営企業である上下水道事業の随意契約は、公企法施行令第21条の14第1項各号を根拠法令とするところ、施行令第167条の2第1項各号を適用していた。適正な根拠法令の適用を求める。	契約担当課において、流山市上下水道局契約事務取扱要領の電子書庫内の様式が平成29年12月13日に修正されたことから、それ以降の随意契約については修正後の様式を準用し、適正な根拠法令の適用を行っております。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。